

# 業務再点検結果報告

部署名	消費生活課
部署の業務内容	○一般消費者の利益の保護 ○健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及 ○農畜産物、飲食物品及び油脂についての物価の調査その他物価対策に関する事務 ○流通食品への毒物の混入等の防止策に関する調査及び指導

## 1. 基本的視点に関する点検

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・消費者相談において、親切・丁寧な対応であった旨の評価を実際に得たことがある。また、食品の事件・事故が多発している中で、農林水産省の所掌に属する以外の相談が多く寄せられているが、適切に関係機関へ教示している。しかし、相談者の一部から、「食の安全に関する業務を担う機関であるにも関わらず、実質的に応えられないのはおかしい」との批判を受けるケースもあり苦慮している。  ・消費者相談において、親切・丁寧な対応を行っているが、相談内容に応じて、適切な相談窓口を紹介したところ、一方的に「たらい回し」ととらえられたり、公表以外の内容は回答できない旨を伝えたことで、不誠実な対応と批判を受けたことがある。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 消費・安全部に属し、業務を行っている。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○ ・平成18年度に組織改編があったことから、見直しを計画したが、「組織改編は機能の大きな見直しにはならない」との幹部判断により改正を行っていない。平成20年度は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」の改訂作業が本省消費・安全政策課で行われており、その改訂を踏まえて一部改正または全面改正の作業を行うこととしていた。しかし、現在、本省の「基本方針」の改訂は実施されていないため、本省の改訂を待たず、平成21年度は、「食品安全に関する緊急時対応について」一部改正の作業を進める。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○ ・食品危害情報、リスクコミュニケーションの資料等は科学的知見に基づき作成されたものを提供している。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○ ・高病原性鳥インフルエンザ及び毒物混入等に係る緊急巡回点検は、消費者の適正な判断を阻害する情報の防止及び正しい知識の普及を目的にフードチェーンの川下の店舗に対して、科学的な知見や根拠に基づいて業務を実施していることを課内で確認した。
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-
	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	×	食品価格動向調査は、食品の価格動向を迅速かつ的確に把握し、価格安定対策の推進に資するため実施しており、直接的に食の安全に関わる業務ではないが、調査実施時には、食品の安全に係る情報の収集及び提供ができるため、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務といえる。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	